

末端用水路（開水路・二次製品）の劣化度判定基準

判定	A		B		C	
破損						
	・水漏れするような破損箇所はない ・水路区間で数箇所破損している ・破損箇所については補修や更新を行った		・水漏れするような破損箇所がある ・水平方向の亀裂はない		・農業に著しい支障を及ぼすくらい水漏れするような破損箇所がある ・横方向の亀裂箇所がある ・水路の壁がかたむいている	
摩耗						
	・保全、更新を行い、摩耗はない。 ・水路の底部で骨材が露出している		・水路壁の高さの半分程度まで骨材が露出している。		・水路の鉄筋が露出している。	
沈下や傾斜						
	・水路底で乾湿のムラができる程度 ・通水に支障はない		・水路の途中に水たまりがある（深さ4cmまで） ・水路目地の幅が底と天端でちがう		・水路の途中に水たまりがある（深さ4cm以上） ・水路目地部での段差がいくつもある ・水路がクネクネとゆがんでいる	
目地の漏水						
	・水路の水漏れの痕跡はない ・目地補修を行い、漏水を止めた		・水路目地の幅が場所毎に大きくちがう ・ゴムのパッキンがない（腐食）		・補修した箇所で目地が広がってきた	